

○三島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

平成11年3月29日

規則第19号

改正 平成20年9月17日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)の規定に基づく墓地、納骨堂及び火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可の手續等に関し、法及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営の許可の申請)

第2条 法第10条第1項に規定する墓地等の経営の許可を受けようとする者は、様式第1号による墓地等経営許可申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が地方公共団体である場合にあつては、許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類
- (2) 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合にあつては、当該法人の規則又は定款の写し及び登記簿の謄本並びに許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類
- (3) 墓地等の位置図及び付近の略図
- (4) 墓地等の敷地の土地登記簿の謄本、公図の写し及び求積図
- (5) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- (6) 収支予算書その他の墓地等の経営に関する書類
- (7) 墓地にあつては、その区域及び施設等の配置を明らかにした平面図
- (8) 納骨堂及び火葬場にあつては、その敷地及び建物の平面図並びに構造設備を明らかにした図面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(墓地等の変更の許可の申請)

第3条 法第10条第2項に規定する墓地等の変更の許可を受けようとする者は、様式第2号による墓地等変更許可申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号から第6号までに掲げる書類及び図面
- (2) 変更の内容を明らかにした図面

- (3) 改葬を必要とする場合にあっては、改葬済みであることを証する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- (墓地等の廃止の許可の申請)

第4条 法第10条第2項に規定する墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、様式第3号による墓地等廃止許可申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号から第3号までに掲げる書類及び図面
 - (2) 墓地等の敷地の土地登記簿の謄本及び公図の写し
 - (3) 墓地又は納骨堂にあっては、改葬済みであることを証する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- (みなし許可の届出)

第5条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合にあっては、当該墓地又は火葬場を經營する者は、速やかに、様式第4号によるみなし許可届出書に都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の認可若しくは承認又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による事業計画の認可を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(墓地及び火葬場の設置場所)

第6条 墓地及び火葬場の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 飲料水を汚染するおそれのない場所その他の公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること。
- (2) 地すべり、出水その他の災害のおそれの少ない場所であること。

(墓地の構造設備)

第7条 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参りをすることができる通路が設けられていること。ただし、構造設備が特殊であり必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) ごみ処理設備、給水設備及び排水設備が設けられていること。ただし、公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 管理事務所、便所及び駐車場が設けられていること。ただし、周囲の状況により必

要がないと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、5ヘクタール以上の墓地(墓地を拡張する場合において、既存の部分の面積に拡張する部分の面積を加えて5ヘクタール以上となるときは、その拡張する部分に限る。)の構造設備については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 墳墓の面積の総計は、全墓地面積の3分の1以下であること。
- (2) 墓地の周囲にはかん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、かつ、墓地内には緑地が適正に配置されていること。
- (3) 墳墓1区画当たりの面積は、3平方メートル以上であること。

(納骨堂の構造設備)

第8条 納骨堂の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 耐火構造であること。
- (2) 換気設備又は除湿設備が設けられていること。
- (3) 施錠設備が設けられていること。
- (4) 礼拝に必要な施設、管理事務所、休憩所、便所及び駐車場が設けられていること。

ただし、周囲の状況により要がないと認められる場合は、この限りでない。

(火葬場の構造設備)

第9条 火葬場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 火葬場の境界には、周囲の景観と調和した垣根等が設けられていること。
- (2) 火葬炉は、防臭及び防じんについて十分な能力を有するものであること。
- (3) 霊安所及び残灰庫が設けられていること。
- (4) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合所、便所及び駐車場が設けられていること。

(墓地の工事完了の届出等)

第10条 法第10条第1項に規定する墓地の経営の許可又は法第10条第2項に規定する墓地の区域の変更の許可を受けた者(以下「墓地経営者」という。)は、当該墓地の新設又は区域の変更の工事が完了したときは、様式第5号による墓地工事完了届出書を市長に提出して、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、支障がないと認めるときは、様式第6号による墓地工事完了検査済証を墓地経営者に交付するものとする。

3 墓地経営者は、墓地工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該墓地を使用してはならない。

(住所等の変更の届出)

第11条 墓地等の経営者は、次の事項を変更したときは、速やかに、様式第7号による住所等変更届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 - (2) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
 - (3) 墓地等の名称
- (許可書の交付)

第12条 市長は、次の各号に掲げる申請に基づいて許可をしたときは、当該各号に定める許可書を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 第2条に規定する墓地の経営の許可の申請 様式第8号による墓地経営許可書
- (2) 第2条に規定する納骨堂の経営の許可の申請 様式第9号による納骨堂経営許可書
- (3) 第2条に規定する火葬場の経営の許可の申請 様式第10号による火葬場経営許可書
- (4) 第3条に規定する墓地の変更の許可の申請 様式第11号による墓地変更許可書
- (5) 第3条に規定する納骨堂の変更の許可の申請 様式第12号による納骨堂変更許可書
- (6) 第3条に規定する火葬場の変更の許可の申請 様式第13号による火葬場変更許可書
- (7) 第4条に規定する墓地の廃止の許可の申請 様式第14号による墓地廃止許可書
- (8) 第4条に規定する納骨堂の廃止の許可の申請 様式第15号による納骨堂廃止許可書
- (9) 第4条に規定する火葬場の廃止の許可の申請 様式第16号による火葬場廃止許可書

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第26号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。